

平成27年度の商品テスト件数

品目	テスト総件数		商品テストの内容				技術相談	
			危害に関する件数		危険に関する件数			
	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度
商品一般	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
食料品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (15)	23 (7)
住居品	3 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	93 (65)	73 (37)
光熱水品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
被服品	18 (10)	11 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	101 (58)	82 (59)
保健衛生品	0 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	15 (7)	19 (5)
教養娯楽品	1 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	32 (17)	28 (12)
その他	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22 (17)	17 (5)
計	22 (13)	20 (14)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	284 (180)	242 (125)


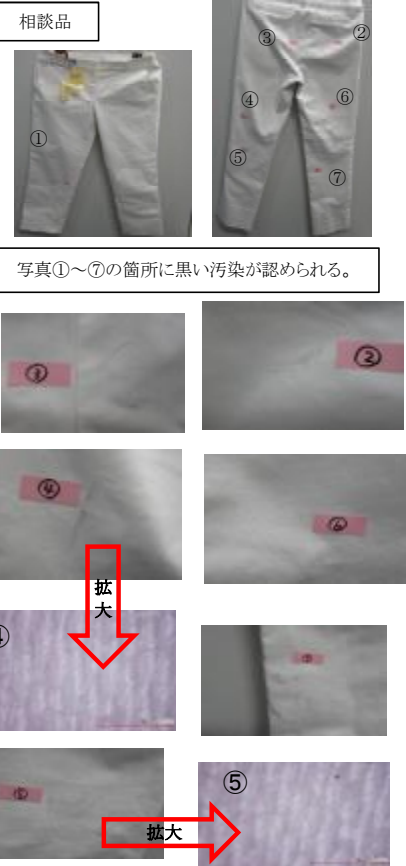
()は大阪市を除いた件数

(2) 平成27年度 商品テスト事例(抜粋)

品目	品名	テスト依頼内容	相談品およびテスト写真	テスト結果
住居品	カセットコンロ	<p>テーブルの上でカセットコンロに鉄鍋を置き、火をつけたらボツと大きく燃えた。カセットコンロ本体とカセットボンベの方に火が回り爆発したら危険だと思い、人を呼んですぐに消火器で火を消してもらった。消火器を部屋全体にまいているので壁紙も粉だらけになった。</p> <p>メーカーへ連絡したところ、「ガスボンベが他社の物だからと思う。」「調べる。」と言っているが、公的機関で調べてほしい。約1年前に購入し、数回しか使っていない。</p>	<p>相談品</p>   <p>カセットボンベの装着箇所</p>	<p>(独)国民生活センターに調査を依頼した結果、以下のことが分かった。</p> <p>相談品の外観観察では、全体に消火器によるピンク色の粉が付着していたが、欠落や破損等の異常は見られなかった。また、Oリングへの異物の付着は確認できなかった。</p> <p>カセットコンロとカセットボンベの組み合わせ(相性)の調査では、ガス漏れほどの組み合わせでも発生しなかった。相談品での気密性の試験においてもガス漏れは確認されなかったこと、相談品と当該ボンベでの再現テストでは、相談品は正常に燃焼し、事故のような状況は再現されなかったことなどが確認された。</p> <p>ただし、相談品はいずれのカセットボンベでもずれてセットされる場合があった。また、当該ボンベがずれてセットされた場合、稀にはあるが当該ボンベと相談品との接合部からガスが漏れる場合があった。相談品にカセットボンベをセットするための力は、相談同型品にカセットボンベをセットする力の倍の力が必要であった。また、相談品はカセットボンベがずれてセットされても、ずれない場合と比較しても同等の力でセットすることができた。</p> <p>以上のことから異常発火した原因の特定はできなかったが、相談品はカセットボンベがずれてセットされる場合があることから、カセットボンベとの接合部からガス漏れが発生した可能性は考えられた。この結果からメーカーも調査を行い、カセットボンベがずれてセットされる原因として、カセットボンベが入るケースの底の部分にある脚の付け根が盛り上がっているためカセットボンベを押し上げることになると説明された。しかし、どこでその盛り上がりが出来たのかは不明であった。</p>
住居品	電気こたつ	<p>こたつのスイッチを入れ、2時間くらいたっても温かくならないのでこたつ布団をめくると煙が出て炎も見えた。こたつ内に入れていた座布団を引張り出し、手でたたいたり、座布団を二つ折りにしたりして消火した。その際指に軽いやけどを負った。</p> <p>こたつは6年前に購入、常に座卓として使い、冬だけこたつ布団をかぶせてこたつとして使っていた。座布団は保温用に常にこたつ内に入れていた。</p> <p>購入時から、本体とヒーターユニット部分を取り外したことはないのにこたつ内のヒーター部分が本体から外れて落下し、下に置いていた座布団が燃えた。ヒーターユニットを取り付けているプラスチックが破断していた。このようなプラスチックを使うのは問題ではないのか。危険な商品であれば、注意喚起すべきだ。</p>	<p>相談品</p> <p>燃えた座布団</p>    <p>落下したヒーターユニット ○印部分のネジに樹脂ブラケットが取り付けられている。</p> <p>右端の樹脂ブラケット: 同型新品 同型新品と相談品の樹脂ブラケットを比較すると、相談品の樹脂は熱で伸びたような形状をしている。</p> 	<p>(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に調査を依頼した結果、以下のことが分かった。</p> <p>こたつの中に座布団を入れた場合、座布団なし(最高90.6℃)に比べて内部の温度が若干高く(93.8℃)なった。分析の結果、樹脂パーツの主成分はポリカーボネートであったが、相談品にはリン系難燃剤が同型品に比べて多く配合されていた。ポリカーボネートにリンを入れると耐熱性が低下すると言われており、当該樹脂パーツが何度で変形するか分析したところ、相談品の樹脂パーツは90℃付近で変形が始まり、同型品は100℃付近から変形が始まることが分かった。</p> <p>相談品は約90℃でサーモスタットが正常に作動するが、樹脂パーツに混入したリンの副作用で樹脂の耐熱性が約90℃まで低下したため、使用期間中に軟化・変形を少しずつ繰り返し、ヒーターの荷重によって締結部のねじ穴が徐々に塑性変形して広がったことでヒーターの荷重を保持できなくなり、ヒーターユニットが落下したものと推定された。</p> <p>よって、品質管理不十分による事故と判定された。NITEの調査を受けて事業者は商品の回収、返金を公表した。</p>

品目	品名	テスト依頼内容	相談品およびテスト写真	テスト結果
被服品	礼服	<p>フォーマルドレスをクリーニングに出したところ変色した。表側がレースで裏側の生地が表から見えるドレス。裏側の生地がゴールドだったものが、ピンクに変色した。</p> <p>クリーニング店から洋服メーカーにドレスを送り、メーカーが確認したところ「色は変わっていない。」との事だった。再度クリーニング店にドレスを見に行ったが、やはり変色している。納得がいかず、メーカーに直接電話をかけたところ、その品番は現在の色で間違いないとの一点張りだが、明らかに変色しており納得いかない。</p> <p>クリーニング前の写真があるので、比較して見て欲しい。</p>	<p>クリーニング前</p>    <p>クリーニング後</p> 	<p>相談品と変色前の商品、或いは生地と比較することができなかったため、変色しているか否かは断定できなかった。</p> <p>色の見え方はそれを照射する光の違いで変化する。蛍光灯下、および、ハロゲン投光器を下から照射した場合と正面から照射した場合について色の見え方の違いを観察し、それぞれの条件で見え方が異なることを確認した。本来、色の比較試験をする際は、このような光の違いによる差異を避けるため、“D65”という標準光源の下で生地の色を確認する。</p> <p>今回は、変色前の商品等が入手困難であり、同じ条件で相談品と変色前の商品との色比較ができなかった。また、変色が、黒色が白色になった、ムラになった等であれば写真でも観察できる可能性はあったが、全体がゴールドからピンクという光の加減によってはどちらにも見える変化であることから、写真との色比較では、変色しているか否かは断定できなかった。</p>
被服品	コート	<p>2年前に海外にて18万円で購入したダウンジャケットをクリーニングに出した。海外製品なのでクリーニング工程での薬剤のトラブルについて責任を負わないとの説明には同意したが、ポケットの近くに引っかいたような穴が開いて返されてきた。金具に引っかかってきたような穴や周りのキズは薬剤によるものとは考えられない。</p> <p>クリーニング店に申し出たら、自社で修理するがポケットのデザインが変わると言われたので納得できずまだ修理はしていない。高額なクリーニング代8000円の返金と補償を求めたい。</p> <p>原因究明のために商品テスト希望。</p>	<p>相談品</p>    	<p>外観観察及び拡大観察の結果、申し出のポケットの穴あき、傷は繊維の溶解、燃焼痕が認められないこと、および、傷部分は生地表面が引っかかりにより毛羽立っていることから、物理的な作用により穴あき等が発生していると考えられる。また、相談者からの申し出は無いが、ボタン表面に線状の傷が認められた。左に比べて使用頻度が高いと思われる右側、および、着用中摩擦されやすいと推測される前中心の2、3番目のボタン表面にいずれも一定方向の、線状の傷が認められた。クリーニングにより傷が発生した場合は、一定方向の傷とはならない可能性が高く、また、ボタンのすべてに傷が発生するケースが多いことから、着用中の摩擦が原因の傷と考えられる。</p> <p>ポケットの穴・傷の原因となった引っかかりを、どこで、誰が発生させたかについては特定困難である。ただし、ボタンに、着用中の靴等の金具などとの摩擦が原因と思われる傷があることから、ポケットについても着用中の摩擦が原因となった可能性が考えられる。</p>
被服品	反物	<p>孫の成人式に着る着物セットを店で買い、着物は自分が縫うので反物でもらった。正絹で高級だと聞いて買ったが縫うと正絹ではない。</p> <p>自分は和裁を40年しているので正絹かどうかは縫ってみればわかる。店に正絹ではないと申し出たが、正絹だと言いつけられた。反物の端にマークや商標登録はない。</p> <p>絹かどうか調べてもらえないか。</p>	<p>染色前</p>  <p>染色後</p>  <p>タテ糸</p>  <p>ヨコ糸</p> 	<p>染料による簡易繊維鑑別試験の結果、絹を示す色相となったこと、および、繊維の太さが不均一であることから、天然繊維・絹と考えられる。(本来であれば、光学顕微鏡での観察、薬品による繊維溶解試験で鑑別するところであるが、今回は、簡易的な繊維鑑別試験の依頼であったので実施しなかった。)</p>

品目	品名	テスト依頼内容	相談品およびテスト写真	テスト結果
被服品	紳士ジャケット	<p>昨年購入した夏のジャケットを着用回数は少ないが匂うのが嫌で数回クリーニングに出した。今回の仕上がりは、くたくたしており、サイズも縮んでいるように思われる。</p> <p>以前コットンパンツと同じクリーニング店に出して戻ってきたときには履けなくなっていた。その旨をクリーニング店に申し出たところ、購入から2年経過しているので劣化が原因だとメーカーが判断したといわれ、アイロンで伸ばしてきたことがある。</p> <p>以前の対応で、クリーニング店の技術と対応に不信になったため、今回はジャケットの製造販売店に相談した。販売店はクリーニング処理した衣類は、クリーニング店からのみ受け付けていると言う。</p> <p>クリーニング店にジャケットを渡すと再処理されてしまうので消費生活センターで見てもらえないか。</p>	 <p>袖の裏地が出てきてしまう。</p> <p>裾にやや波打ちが認められる。</p> <p>ラベルにやや波打ちが認められる。</p> <p>ポケット部分に波打ちが認められる。ポケットの袋布にも波打ちが認められ、この波打ちが表側に影響している可能性が考えられる。</p> <p>センターパンツの上側と下側の丈にやや差が認められる。</p>	<p>販売事業者から連絡のあった仕上がり寸法と比較すると、相談品は縮みが発生していた。(ただし、寸法の測定方法について、口頭で聞いた方法で測定したものであり、あくまでも目安となる。)</p> <p>相談者が“くたくたしている”と表現している波打ちについては、仕上げ方法の影響も考えられるが、表生地と裏生地や芯地などの副資材との収縮差が原因となっているとも考えられる。特に、ポケットの袋布を観察すると、激しく波打っており、表生地が縮み、袋布が縮まなかったことによる収縮差で波打ち(バックリング)が発生し、その波打ちが製品の表側に影響していると推測される。</p> <p>また、袖の裏地が着用していると表に出てきてしまう、という申し出についても、今回は測定していないが、袖周りが縮んでいる可能性が考えられる。袖丈は今回の測定ではほぼ縮んでいないが着用時には生地がヨコ方向に引っ張られ、タテ方向(袖丈)が短くなるという現象が発生していると考えられる。</p> <p>生地が縮んだ原因については、一般的に以下の原因が考えられる。①相談者の取り扱い不適②生地の品質不良③クリーニング処理の不適。</p> <p>①について、例えば、雨にかなり濡れてしまった等の特殊な事情では縮む可能性はあるが、ドライクリーニングのみしか実施していないのであれば、この可能性は低いと考える。②について、生地の品質については不明である。ただし、ドライクリーニングの寸法変化の基準を超えていることから、②の可能性は否定できない。生地の品質が不良の場合、初回のドライクリーニングで縮みが発生する可能性が高い。今回は、数回ドライクリーニングを実施したことがあるとの申し出から、通常であれば②の可能性は低いと、以前に、他の商品(パンツ)でトラブルとなり、ジャケットも心配になり、よく見てみたという経緯から、初めのクリーニングでも縮んでいたが、気が付いていなかった可能性もあり、②が原因となった可能性も考えられる。③について、“オゾン&アクアドライ”というタグがついていることから、通常のドライクリーニング+αの処理が行われた可能性が考えられる。繰り返しドライクリーニングをした後の縮み(②に記載の、今回初めて気が付いたという可能性もあるか)であれば、今回の処理が適当でなかった可能性も考えられ、③が原因となった可能性も考えられる。</p> <p>②あるいは③のどちらが原因となったかについては、販売事業者の協力が得られず特定はできなかった。</p>
被服品	紳士スーツ	<p>購入したばかりの替えズボン付きスーツを3回着て、3回とも白いワイシャツに黒い移染がついた。ワイシャツの前身頃のズボンに入る部分とズボンのベルト部分が特に黒い。グレーのスーツには黒い裏地が付いている。裏地のせいではないかと思った。念のため、替えズボンを初めてはくとき、新品のワイシャツを着て試してみたが、同じ状況になったので、販売店に申し出た。</p> <p>販売店側で調査した結果、商品の問題ではないとの回答で、納得できない。ベルトは黒で裏側が茶色の物を使用した。まだ新しいものだ。替えズボン着用後、脱衣時に注意深くワイシャツの状況を確認してからズボンを脱いだ。黒くなっていたのはズボン内部だったので、販売店の検査結果のようなベルトのせいではない。</p> <p>検査では、堅牢度検査の結果をもとに目視確認と摩擦を見たようだが、実際にズボンに使用された生地との違いがあるかもしれない。専門機関で検査してほしい。</p>	<p>ズボンの外側、内側ともに、異常は認められない。</p>  <p>ワイシャツの汚染部分</p> <p>拡大観察では黒い汚染は樹脂のような粘りのあるものであった。</p>	<p>ズボンの内側、および表側の生地について、染色堅牢度試験を実施した結果、汚染が発生するほどの品質不良とは言えなかった。</p> <p>また、外観観察から、今回提供のワイシャツは汗による汚染の可能性は低く、何らかの摩擦による汚染と推測された。</p> <p>汚染の原因としては、例えば、ベルトのコバ部分、ウエストポーチなどの鞆のような樹脂コーティングが施されているものとの摩擦などが考えられる。</p> <p>ただし、ベルトについては、相談者が“摩擦しても汚染しない”“他の衣類には汚染は発生しない”とのことから、汚染原因となったとは断定できない。また、その他鞆等についても、今回提供されなかったワイシャツにおいて、ズボンの内側に入る下部も汚染されていたとのことから、汚染原因とは断定できない。</p> <p>よって、原因は不明であった。</p>

品目	品名	テスト依頼内容	相談品およびテスト写真	テスト結果
被服品	ポロシャツ	<p>デパートで買ったブランドのポロシャツの胸に赤い刺繍のマークがある。約1年前に購入し、家で水洗いをした。合計で3回洗ったが、初めから少しずつ胸の刺繍の色が落ちてきた。</p> <p>デパートの売場に持ち込んだが、約2週間後にシャツが送り返されてきて「商品に問題はない」と言われた。シャツの洗濯表示は「手洗い」となっている。センターで確認してもらえないか。ポロシャツと同時に洗った白いタンクトップにも赤い色が移った。その他、カーディガンにも同様に赤い色が移った。</p> <p>タンクトップも着ることができなくなってもいいので、見て欲しい。</p>	 <p>表側</p> <p>裏側</p>	<p>染色堅牢度試験の結果、赤色刺繍からの色泣きが認められ、染色堅牢度不良であった。濃色と淡色(今回は濃色の刺繍糸と淡色・白色の身生地)の組み合わせの場合、染色堅牢度の判定基準は厳しくなる。</p> <p>今回、水堅牢度試験および色泣き試験でブリードが認められたことから、刺繍糸の染色堅牢度は不良であったと推測される。</p> <p>さらに、今回試験を実施した試料は洗濯3回後のものであり、1、2回目には今回よりも染色堅牢度が劣っていた可能性も考えられる。</p> <p>ただし、今回の相談品(ポロシャツ)には、外観観察の結果(事務所の蛍光灯の下ではあるが)、著しいブリードは認められなかった。染色堅牢度は不良であったが、洗濯後の脱水・乾燥条件によってはブリードが発生しない場合もある。また、タンクトップについて、洗濯で汚染した場合、広範囲・ランダムに汚染が発生する可能性が高い。しかし、今回はタンクトップの裾のみに汚染が集中していることから、洗濯で汚染したとは断定し難かった。</p> <p>また、ポロシャツからの汚染がどうかについては、ポロシャツ自体にタンクトップ同様の汚染が認められないことから、可能性は低いと推測される。</p>
被服品	白ズボン	<p>今年4月に購入した婦人用白ズボンをドライクリーニングに出し、しみ抜きも依頼した。しみがとれていなかったのでもやり直しのため預けた。再度、仕上がったがしみ以外に別の黒いたて線が付着してしまった。クリーニング店からクリーニング店の営業担当者に電話すると「今のしみはシミ取り剤で浮き出してきた生地の汚れであり、クリーニングには責任はない。」と謝らなかつた。さらにクリーニング店の工場長と話をしたが同じ対応である。</p> <p>購入者からメーカーに問い合わせるように言われた。納得できない。2本購入して色違いをもっている。コットン97%ポリウレタン3%。</p> <p>※破壊不可でのテスト実施。</p>	 <p>相談品</p> <p>写真①～⑦の箇所には黒い汚染が認められる。</p> <p>拡大</p> <p>拡大</p>	<p>外観観察で汚染を確認した④、⑤、⑦の箇所について拡大すると、繊維の表面・間に黒い汚染物が認められる。</p> <p>外観観察(目視)では異常が認められなかった③の左側部分、右太もも部分、前左ポケット部分、後中心ベルトループ部分についても、拡大観察すると、④、⑤、⑦と同様の黒い汚染物が認められた。</p> <p>前左ポケット部分と後ろ中心ベルトループ部分の拡大観察では、身生地だけでなく、縫い糸にも同様の汚染が認められた。</p> <p>以上の観察により生地全体、および縫い糸にも同様の汚染が発生していることが確認でき、クリーニング処理時の再汚染の可能性が考えられる。大阪府クリーニング生活衛生同業組合へ、上記及び他の可能性について意見聴取した結果、生地、縫い糸に黒い汚染が認められるのはおそらくドライクリーニング溶剤をろ過するフィルターの中にカーボン(活性炭)が入っているのだが、その活性炭が溶剤の中に出てしまった可能性が高い。商品を洗浄後、脱液する時に絞るが、その時に付くと線状になるとのことであった。</p> <p>以上から、今回の汚染はドライクリーニングによる再汚染の可能性が高い。</p> <p>一見分からないが、縫い糸を含めた生地全体が汚染されており、洗浄工程で汚染した可能性が高いと考える。</p>

品目	品名	テスト依頼内容	相談品およびテスト写真	テスト結果
被服品	ジャンパー	<p>2年前に購入した刺しゅう入りジャンパーを昨年の4月に初めてクリーニングに出した。数日後に取りに行き、表面の刺しゅうを確認しただけでダンスにしまっていた。昨日初めて着用したら、裾のゴムが伸びきっており、背中の方が前身頃より短くなっていた。</p> <p>クリーニング店に苦情を伝えたら、メーカーからサイズを取り寄せ調べてみるというが、クリーニングで事故が起きているので、賠償してもらえないか。2012年モデルを購入している。</p>	<p>表示</p>  <p>相談者が相談品を着用</p>  <p>インターネット上の同型品着用画像</p> 	<p>相談品のリブ部分の素材は、アクリルとウールであることから、以下の原因が考えられる。①縫製不良・・・リブと身生地を縫い合わせる際に、テンションがかかって縫い合わされ、そのテンションがクリーニング処理により戻ろうとすることで形態が変化した。②リブの編地不良・・・編地の伸縮性が弱く、クリーニング処理の物理的作用に耐えられなかった、回復力を失った。③クリーニング処理(プレス)不良・・・アクリルの特性により、仕上げのスチームで伸びた。今回は、初めてのクリーニングで発生していることから、①および②の可能性も考えられる。①、②が原因であれば、製造上の不良であるので、相談品だけでなく同型品にも同様の現象が発生する可能性が高い。</p> <p>ただし、袖口のリブについては、相談者から伸びたとの申し出は無い事から、②の可能性はやや低いと考えられる。(袖口と裾リブが製造ロット違いであれば②の可能性もあり。)③については、アクリルは湿熱を受けた状態で張力がかかると伸びやすいという特徴がある。ドライクリーニング処理後の仕上げに、人体プレスを使用したことで裾が引き延ばされた可能性も考えられる。テスト結果を受けて、クリーニング店がジャケット代金を支払うことで終了した。</p>
被服品	デッキシューズ	<p>一部がゴム製で、甲の部分と側面が布製のデッキシューズの靴の履き口周囲とかかと部分にハトメが2個、左右の側面に8個ある。左の靴の側面のハトメで右足の内側くるぶしに2cmほどの切り傷を負った。キズは絆創膏を貼る程度だが、2カ月でハトメがそり返るのは問題だ。しかも金属製なので素足だったら怪我をする。メーカーに苦情を言ったが、「正常な利用ではそういうことはない、使用して2カ月たっている」と取り合わなかった。左右の靴をよく見たら8か所のハトメのうち5か所がそり返ったり浮いていたりしていた。街歩き用で、週2日程度の使用である。使用時間はまちまちだが、危険な商品ではないか。</p>	   <p>ヨコから観察</p>	<p>(独)国民生活センターへ商品テストを依頼した。</p> <p>テストの結果から、相談品のハトメは相談同型品、参考品と比べ、その厚みや材質はほぼ同じであり、参考として行った玩具安全基準のシャープエッジテストの結果、ハトメの縁が鋭利で危険であるとは言えなかった。また、相談同型品を使用したモニターによる歩行テストの結果でも、ハトメに変形や傷は生じなかった。</p> <p>よって、今回のテスト結果からは、怪我およびハトメがめくれた原因の特定は困難であった。また、相談者の主張する「危険な商品」とは断定できなかった。</p>
被服品	トートバッグ	<p>今年3月、鞆を製造販売している会社のサイトからトートバッグを注文した。(以前、この業者の店舗に行き商品を購入した事がある)納品されてから3か月ほどたって使用し始めた。使い始めて3週間くらいたったころ、上部の角の1箇所がつぶれてきた。</p> <p>本革なのでこのようなつぶれは普通では生じないと思うので、製作時のなんらかの欠陥と思い、メールで画像を添付し販売会社に対応を求めた。ところが、「革の風合いなので仕方がない」という返答のみで、実際にみてくれない。納得できない。※破壊不可でのテスト実施。</p>	<p>相談品</p>  <p>インターネット上の同型品画像</p> 	<p>販売会社の商品紹介を見ると、角にシワが入った商品が掲載されている。このことから、当商品は、4つの角がしっかり、まっすぐ立つものではなく、使用によりシワがはいることが想定内の商品であると考えられる。相談品を観察すると、4つ角のうちシワの入った1箇所が、若干革が薄い様に思われた。その為に他の箇所よりも早くシワが入ったと考えられる。また、内側にポケットがあり、そのポケットに物を入れることで、表面の革が引っ張られ、シワになった可能性もある。いずれにおいても、商品紹介でシワが入った商品が見本として掲載されていることから、シワが入ることが不良とは言い切れないと考える。</p>

品目	品名	テスト依頼内容	相談品およびテスト写真	テスト結果
教養 娯楽 品	園芸 肥料	<p>ホームセンターで植木を5、6個購入し室内で育てていた。同じホームセンターで33ml×21本入りの肥料アンブルを2セット購入し、アンブルを植木の土に差し込んだが徐々に葉が枯れ始めたので、販売店に出向き苦情を伝えた。</p> <p>店員が肥料のメーカーに電話で問い合わせたところ、水をどンドンやってほしいというアドバイスがあり、その通りしたら1カ月後にはすべての葉が枯れてしまった。</p> <p>再度販売店に出向き、肥料のせいで植木は枯れたのではないかと苦情を伝えたが取り合ってくれず納得できない。肥料が原因で植木が枯れる可能性があるのであれば、メーカーはそれを商品に明記しておくべきだ。販売員も販売時に、枯れる可能性など説明をきちんとすべきだ。販売店の対応の悪さにも納得できない。室内に置いている他の植物は元気である。他の植物にはアンブルは使用していない。使ったものだけ枯れた。鉢の大きさ、植物の種類、植木に差し込んだアンブルの状態(液の残量等)、詳細は不明。鉢の小さいものには1本、大きい鉢には2本使用したとのこと。</p>	 <div data-bbox="587 607 954 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「シュガーバイン」が枯れたもの。 3号鉢(直径9cm程)のゴムポットに植えられた状態である。 使用量の目安として5号鉢(直径15cm)に1本となっていることから、やや肥料過多となっている可能性が考えられる。(購入時の状態であり、植え替えはなされていない。)</p> </div>	<p>大阪市立 長居植物園 花と緑と自然の情報センターへ意見聴取したところ、以下2点の情報を得た。</p> <p>①肥料成分が多いと枯れることがある。植物の根に肥料があたり枯れる。</p> <p>②ゴムポットについて、販売者はゴムポットで生産してそのまま販売しているが、購入した人は植え替えるのが前提で販売されている。</p> <p>更に外部でテストを実施する検討を行ったが、いろいろな条件(植木の種類、大きさ、環境など)があり、テストにはなじまない、不向きなテーマと回答があり、実施不可であった。</p> <p>原因の特定は困難であったが、調査の結果から、肥料過多で枯れた可能性も考えられる。</p>

(3) 平成27年度 大阪府内商品テスト事例研究会

苦情相談に寄せられた商品の原因究明のためのテスト事例の情報交換を行うことにより、テスト部門の向上及び府内市町村の相談支援を図るため商品テスト事例研究会を開催した。

	実施日	主なテーマ
第1回	6月4日(木)	<p>1 講演 「最近の事故相談事例及び重大事故情報・ヒヤリハット事例について」 講師:独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 製品安全技術課 田代 大志 氏</p> <p>2 テスト事例交換・質疑 ○大阪府消費生活センター (公益財団法人 関西消費者協会 相談グループ テスト担当) テスト事例発表等 「カーシートカバーの生地裂け」</p>
第2回	10月29日(木)	<p>1 講演 「ドライクリーニングの実際と最近の事故事例」 講師:大阪府クリーニング生活衛生同業組合 大阪府クリーニング研究所 所長 桑野 富夫 氏</p> <p>2 テスト事例交換・質疑 ○独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 製品安全技術課 喜久川 真記 氏 テスト事例発表 ○大阪府消費生活センター (公益財団法人 関西消費者協会 相談グループ テスト担当) テスト事例発表等 「湯たんぽの湯漏れ」</p>

参加機関

(独)製品評価技術基盤機構 製品安全センター
大阪府内市町村消費者行政テストおよび相談担当者

(4) 技術相談・商品テスト事例等の情報提供

製品事故情報の発信や技術相談・商品テスト事例を掲載することで、安全な消費生活に関する情報提供を行った。

・『くらしすと』秋号(11月発行)、冬号(2月発行)に「くらしの安全情報」を掲載。

発行月	テーマ
秋号 (11月)	○電源コードや配線器具の事故に注意を！ ○電源コードやコンセント・プラグについても安全確認してみましょう。
冬号 (2月)	○衣類の虫食いに注意しましょう。 ○収納の前には洗濯やドライクリーニングをして汚れを落としておきましょう。

・NHK関西ラジオワイドへ出演し、製品の事故情報を発信。

放送日	テーマ
平成27年12月15日	電子レンジの事故について
平成28年3月1日	こたつの事故について

(5) 地域講座における消費生活製品の取扱いに係る注意喚起等の啓発事業

・消費生活に役立つ身近な問題について、安全で健康な消費生活の実践に役立つ情報提供を行った。

開催日時	開催場所	テーマ
6月25日(木)	難波市民学習センター	靴の劣化に関する事例紹介・啓発
9月2日(金)	総合生涯学習センター	くらしの中のかくれれた危険
12月17日(木)	難波市民学習センター	ドライクリーニングに関するトラブル事例
1月20日(水)	クレオ大阪中央	冬季に使用する家庭用電気製品の事故情報の紹介